

地方独立行政法人市立東大阪医療センター 第3期中期目標

前 文

地方独立行政法人市立東大阪医療センター（以下「医療センター」という）は、国指定の地域がん診療連携拠点病院、地域医療支援病院、救急指定病院、災害拠点病院、管理型臨床研修指定病院などの公的、教育的役割をもち、地域の中核病院としての機能を担ってきた。

近年、少子高齢化に伴い社会保障制度改革、医療法改正など、国の医療行政が劇的に変化しているなかで、医療センターにおいては、平成28年10月に地方独立行政法人に移行し、このような医療情勢の変化に迅速に対応してきた。500床を超える公立病院として、地域に必要な高度急性期・急性期医療の提供、採算性の面から民間医療機関では困難とされる災害時医療などを、安定した経営基盤のもとで継続的に提供することが求められている。

第2期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症対応を行いながら、地域急性期医療の担い手として、救急搬送の受入れや救急外来経由入院患者数の増加に尽力し、24時間365日の救急医療体制の拡充を図った。その他、国指定「地域がん診療連携拠点病院」としての指定を更新、放射線治療装置の更新を行い、がん診療機能を強化し、良質な医療提供を行ってきた。

第3期中期目標期間においても、引き続き、公共性、透明性及び自主性という地方独立行政法人制度の特長を生かし、医師をはじめとする人材を確保・育成し、ONE TEAM（ワンチーム）となって、患者ファーストの医療提供、更なる収支改善に取り組まれたい。

また、地域の急性期医療の担い手として、特にがん診療・救急医療の充実、地域の医療・介護関係機関及び市の関係部局との連携強化を図り、誠実で良質な医療を適切に提供することにより、地域医療構想を踏まえた急性期医療提供の充実に期待する。

なお、第3期中期計画の策定に際しては、この中期目標を確実に達成するために具体的な数値目標の設定、進捗管理を行い、常に改善していくことを求めている。

第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

東大阪市及び中河内二次医療圏の中核病院として、高度急性期・急性期医療を中心に、誠実で安全な医療を提供すると共に、地域の医療機関との機能分担と連携を強化し、地域の医療水準の向上に貢献すること。

また、信頼できる対応、患者や家族のQOL（クオリティー・オブ・ライフ）の向上を意識した治療、より快適な環境整備等に努めること。

1 医療センターとして担うべき役割

(1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

地域医療構想を踏まえ、医療センターとして果たすべき役割を明確化し、その実現に向けた具体的取組みを実行すること。

(2) 救急医療

ア 24時間365日の救急医療体制の維持・充実を図ること。

イ 中河内救命救急センターとの連携を強化することにより、救急医療の充実に努めること。

(3) 小児医療

小児救急病院として、小児救急医療体制の充実を図ること。

(4) 周産期医療

ア 地域周産期母子医療センターとして、受入機能の充実に努めること。

イ 公的病院として特定妊婦を受け入れ、出産・育児へのケアを行うこと。

(5) がん医療

国指定の地域がん診療連携拠点病院としてがん診療機能を強化すること。

(6) 高度・専門医療

脳卒中等の脳血管疾患、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患を中心とした高度で質の高い専門医療の提供に努めること。

(7) 災害時医療

ア 市の定める地域防災計画に基づき、災害や事故の発生に備えると共に、災害時においては、市域の医療提供体制の中心的役割を担うこと。

イ 災害拠点病院として求められる機能の維持・向上に努めること。

(8) 新興感染症への対応

新型ウイルスによる感染症等、健康危機事象が発生した時は市の担当部署等と連携してその対応を講じ、公的病院としての役割を果たすこと。

(9) その他の役割

ア 検診、公開講座等を通じて疾病予防の啓発を行うこと。

イ 難病患者に対する適切な医療を行い、患者・家族を支援すること。

ウ 臨床研究を行うことにより、治療方法の開発や病気の原因解明に取り組むこと。

エ 市が行う保健・福祉関連施策に協力し、関係部署との連携を図ること。

2 患者満足度の向上

(1) 患者満足度の向上

ア 患者満足度を向上させることは、経営の健全化にも繋がる重要な要素であることから、定期的にアンケートを行うなど、患者の満足度のモニタリングを行い、

満足度の向上に努めること。

イ 院内で働く全ての職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、研修等により日々向上に努めること。

ウ 入院患者を中心としたきめ細やかな配慮を行うことで、入院中の生活面での不安を取り除き、病状の回復に専念できる快適な環境を提供すること。

エ 外来患者の診察・検査・会計の待ち時間を短縮し、院内滞在時間の短縮に努めること。

オ 高度急性期・急性期の医療機関として、退院後の生活をも見据えた診療計画と医療を提供すること。

(2) 院内環境の快適性の向上

ア 患者や来院者に、より清潔で快適な療養環境を提供するため、院内の整理、整頓及び美化に努めること。

イ 施設の維持補修を計画的に行うと共に、誰もが利用しやすい環境を整備すること。

ウ ボランティアの受け入れを推進し、病棟など多様な分野へのボランティア活動の拡充を図ること。

3 信頼性の向上と情報発信

(1) 医療の質・安全対策

ア 安全・安心で質の高い医療を効率的に提供できているか第三者による評価を受け、継続的に業務改善活動に取り組むこと。

イ 医療安全対策やインフォームド・コンセントを徹底すること。

(2) 情報発信、個人情報保護

ア ウェブサイト等により、受診案内、医療情報、診療実績及び法人の経営状況等を積極的に発信することで患者や地域との信頼関係を築き、選ばれる病院となるよう努めること。

イ 患者の権利を尊重するとともに、個人情報保護について適切に対処し、信頼性の向上に努めること。

4 地域医療機関等との連携強化

(1) 地域医療支援病院としての機能強化

ア 高度急性期・急性期病院である医療センターの機能を果たすために、地域の医療機関や市の関係部局と連携しつつ「かかりつけ医」を持つことの啓発を行い、病状に応じた紹介及び逆紹介により、地域で必要とされる専門的な医療、入院医療、救急医療を積極的に行い、機能分担を進めること。

イ 院内の施設・設備を地域に開放し共同診療を行うほか、地域医療確保のための

研修会の開催を行うこと。

(2) 地域包括ケアシステム構築への貢献

ア 医療・介護・福祉施設や市と連携し、地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。

イ 医療ネットワーク構築に関する協議会等において、地域の中核病院としての役割を担うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度の特長を十分に生かし、意思決定の仕組みや指示系統の構築を始め、業務運営の改善を行うこと。

また、働きたいと思われ、選ばれる病院となるよう、人事給与制度の構築や職場環境の改善、人材育成など、職員の満足度が向上する施策を展開すること。

1 業務運営体制の構築

(1) 内部統制

ア 医療センターの理念と基本方針を委託業者も含めた医療センターで働く全ての者が理解し、その目的達成に向け一丸となって引き続き取り組むこと。

イ 地方独立行政法人に求められる内部統制の目的に留意し、当該中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、医療センターの設立目的を有効かつ効率的に果たすための仕組みを適切に運用すること。

ウ 各種情報収集・分析を基にした企画及び院内・院外への広報や連絡調整といった、組織横断的な経営企画機能の強化を図り、リスクマネジメント体制を構築すること。

エ 明確な役割分担と適切な権限付与により、効率的・効果的な運営を引き続き行うこと。

(2) 医療資源等の有効活用

ア 病床、手術室の稼働状況に注視し、その効果的な活用に努めること。

イ 医療機器の購入後は、投資に見合った活用ができているか継続的に確認し、必要に応じて見直しを図ること。

2 人材の確保と育成

(1) 人材の確保

ア 医療センターが提供する医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師及び医療技術職員の安定確保に努めること。

イ 病院特有の事務に精通した職員を確保し、事務部門の職務能力の向上を図ること。

ウ 各診療科や入院・外来の人員配置を適切に行い、効率的・効果的な業務運営に努めること。

(2) 人材の育成

職員の職務能力・コミュニケーション能力の向上など役割に応じた多様な研修による人材育成を戦略的・計画的に行うこと。特に、職員の意識改革を図る措置を講じること。

(3) 人事給与制度

ア 職員の業務や能力を適切に評価できる人事評価制度の構築を検討すること。

イ 職員の給与は、当該職員の勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合させること。

(4) 職員満足度の向上

ア ワークライフバランスに配慮した働きやすい就労環境の整備に努めること。

イ 職員が満足して働くことができているか定期的に測定し、適切に評価すること。
また、その結果を現場にフィードバックし、結果の有効活用を図ること。

ウ 職員が明確なキャリアプランを描けるよう支援するとともに、自己研鑽を推進すること。

第 4 財務内容の改善に関する事項

地方独立行政法人の趣旨に沿った基準による適切な運営費負担金のもと、収入確保及び費用の節減、その他中期目標に定める種々の経営改善に取り組み、財務内容の改善を図ること。

1 経営基盤の確立

ア 毎年度の経常収支比率を改善すること。

イ 業務運営に必要な資金を安定的に確保すること。

2 収入の確保

ア 法改正や診療報酬改定に対して迅速に対応し、新たな基準・加算の取得などにより収益を確保すること。

イ 地域医療機関からの新規紹介患者の増加を図り、新規入院患者の増加及び病床利用率の向上による増収を目指すこと。

ウ 医療事務の電子化と精度向上を図り、適切な診療報酬の請求に努めること。

エ 未収金の未然防止対策及び早期回収に努めること。

オ 診療報酬によらない料金の設定については、原価や周辺施設との均衡などを考慮し、適時、適切な改定に努めること。

3 費用の節減

- ア 人件費比率の適正化を図ること。
- イ 後発医薬品採用の更なる促進を図ること。
- ウ 診療材料等の調達コストの削減を図ること。
- エ 各種契約の見直し（仕様の見直し、複数年契約等）により、経費の削減を図ること。

第5 その他の業務運営に関する重要事項

1 中河内救命救急センターの運営

- ア 中河内救命救急センターの運営形態のあり方について、本市とともに大阪府と十分な協議を行い方向性を決定すること。
- イ 医療センターと中河内救命救急センターの連携強化による効率化など、相乗効果を発揮すること。
- ウ 事業運営に当たっては収支状況に注視し、管理運営事業の委託者である大阪府と十分な調整を図ること。

2 施設整備に関する事項

- ア 建築から25年以上経過した施設・設備について、計画的に適切な点検・改修・更新を行い、長寿命化を進めること。
- イ 従来の想定を超える災害発生時に対応できるよう、施設の強靱化について検討し、取組を進めること。